

公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里
（介護予防）通所リハビリテーション契約書 利用料金表

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。介護保険負担割合証に記載された割合（１割、２割、３割）が利用者負担となります。ただし、介護保険給付の支払限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１） 通所リハビリテーションの利用料◎通常規模型通所リハビリテーション【基本部分】

所要時間 (一回あたり)	利用者の要介護度	通所介護費（利用者負担金）※注１		
		自己負担（１割）	自己負担（２割）	自己負担（３割）
１時間以上 ２時間未満	要介護１	３３１円	６６２円	９９３円
	要介護２	３６０円	７２０円	１，０８０円
	要介護３	３９０円	７８０円	１，１７０円
	要介護４	４１９円	８３８円	１，２５７円
	要介護５	４５０円	９００円	１，３５０円
２時間以上 ３時間未満	要介護１	３４５円	６９０円	１，０３５円
	要介護２	４００円	８００円	１，２００円
	要介護３	４５７円	９１４円	１，３７１円
	要介護４	５１３円	１，０２６円	１，５３９円
	要介護５	５６９円	１，１３８円	１，７０７円
３時間以上 ４時間未満	要介護１	４４６円	８９２円	１，３３８円
	要介護２	５２３円	１，０４６円	１，５６９円
	要介護３	５９９円	１，１９８円	１，７９７円
	要介護４	６９７円	１，３９４円	２，０９１円
	要介護５	７９３円	１，５８６円	２，３７９円
４時間以上 ５時間未満	要介護１	５１１円	１，０２２円	１，５３３円
	要介護２	５９８円	１，１９６円	１，７９４円
	要介護３	６８４円	１，３６８円	２，０５２円
	要介護４	７９５円	１，５９０円	２，３８５円
	要介護５	９０５円	１，８１０円	２，７１５円
５時間以上 ６時間未満	要介護１	５７９円	１，１５８円	１，７３７円
	要介護２	６９２円	１，３８４円	２，０７６円
	要介護３	８０３円	１，６０６円	２，４０９円
	要介護４	９３５円	１，８７０円	２，８０５円
	要介護５	１，０６５円	２，１３０円	３，１９５円
６時間以上 ７時間未満	要介護１	６７０円	１，３４０円	２，０１０円
	要介護２	８０１円	１，６０２円	２，４０３円
	要介護３	９２９円	１，８５８円	２，７８７円
	要介護４	１，０８１円	２，１６２円	３，２４３円
	要介護５	１，２３１円	２，４６２円	３，６９３円

（注１） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額		
			自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
理学療法士等 体制強化加算	1時間以上2時間未満の指定場所リ ハビリテーションに理学療法士、作 業療法士又は言語聴覚士を専従かつ 常勤で2名以上従事した場合(1日 につき)		30円	60円	90円
リハビリテーシ ョン提供体制 加算	厚生労働大臣が 定める基準に適 合していると県 に届け出た場合	3時間以上 4時間未満	12円	24円	36円
		4時間以上 5時間未満	16円	32円	48円
		5時間以上 6時間未満	20円	40円	60円
		6時間以上 7時間未満	24円	48円	72円
		7時間以上	28円	56円	84円
入浴介助加算	入浴介助をした場合		50円	100円	150円
リハビリテーシ ョンマネジメン ト加算Ⅰ	医師、理学療法士等と共同して、継 続的にリハビリテーションの質を管 理した場合(1月につき) ※(1) 開始月から6月以内の期間 (2) 開始月から6月を超えた期間		330円	660円	990円
リハビリテーシ ョンマネジメン ト加算Ⅱ			(1) 850円 (2) 530円	(1) 1,700円 (2) 1,060円	(1) 2,550円 (2) 1,560円
リハビリテーシ ョンマネジメン ト加算Ⅲ			(1) 1,120円 (2) 800円	(1) 2,240円 (2) 1,600円	(1) 3,360円 (2) 2,400円
リハビリテーシ ョンマネジメン ト加算Ⅳ			(1) 1,220円 (2) 900円	(1) 2,440円 (2) 1,800円	(1) 3,660円 (2) 2,700円
短期集中個別リ ハビリテーショ ン実施加算	退院(所)日又は認定日から3月以 内に個別リハビリテーションを行っ た場合(1日につき)		110円	220円	330円
認知症短期集中 リハビリテーシ ョン実施加算Ⅰ	認知症と診断された利用者に対し て、退院(所)日又は通所開始開始 日から起算して3月以内に集中的に 行った場合(1日につき)		240円	480円	720円
認知症短期集中 リハビリテーシ ョン実施加算Ⅱ	認知症と診断された利用者に対し て、退院(所)日又は通所開始開始 日から起算して3月以内に集中的に 行った場合(1月につき)		1,920円	3,840円	5,760円
生活行為向上リ ハビリテーショ ン実施加算	生活行為の内容の 充実を図るた めの目標及びそ の手段をサービ ス計画に定め、 利用者の有する 能力の向上を支 援した場合(1 月につき)	通所開始日の属 する月から起算 して3月以内	2,000円	4,000円	6,000円
		通所開始日の属 する月から起算 して3月を超 え、6月以内	1,000円	2,000円	3,000円

若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合（１日につき）	６０円	１２０円	１８０円
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合（１日につき）	１５０円	３００円	４５０円
栄養スクリーニング加算	利用開始及び利用中６ヶ月ごとに利用者の栄養状態を確認し、栄養状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供した場合（１月につき）	５円	１０円	１５円
口腔機能向上加算	口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対し、口腔清掃の指導や実施を行った場合（１月につき）	１５０円	３００円	４５０円
重度療養管理加算	要介護３～５の利用者で、厚生労働省大臣が定める状態にある利用者に対して、計画的な医学管理のもと、指定通所リハビリテーションを行った場合（１日につき）	１００円	２００円	３００円
中重度ケア体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合していると県に届出をし、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所リハビリテーションを行った場合（１日につき）	２０円	４０円	６０円
社会参加支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合していると県に届出をし、リハビリテーションを行い、社会参加などを支援した場合（１日につき）	１２円	２４円	３６円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合していると県に届け出た場合（１回につき）	１８円	３６円	５４円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		１２円	２４円	３６円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		６円	１２円	１８円

当施設は「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」の要件を満たしています。

介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※区分支給限度額の算定対象から除かれます。	１月の利用料金の４．７％ （基本労金＋各種加算減算）
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※区分支給限度額の算定対象から除かれます。	１月の利用料金の２．０％ （基本労金＋各種加算減算）

【減算】以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
リハビリテーション実施計画書で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から６月以内の期間に限り、同一の利用者に対して、指定通所リハビリテーションを行った場合（１日につき）		所定単位数の８５％
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合（１日につき）。事業者と同一建物に居住する利用者・事業者と同一建物から事業所に通う利用者	９４０円
送迎を行わない場合（片道につき）		４７０円

(2) 介護予防通所リハビリテーションの利用料【基本部分】

サービスの内容	自己負担（1割）※注2	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	1, 721円	3, 442円	5, 163円
要支援2	3, 634円	7, 268円	10, 902円

（注2） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額		
			自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
リハビリテーションマネジメント加算	医師、理学療法士等と共同して、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合（1月につき）		330円	660円	990円
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及びその手段をサービス計画に定め、利用者の有する能力の向上を支援した場合（1月につき）	通所開始日の属する月から起算して3月以内	900円	1, 800円	2, 700円
		通所開始日の属する月から起算して3月を超え、6月以内	450円	900円	1, 800円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合（1月につき）		240円	480円	720円
運動器機能向上加算	厚生労働大臣が定める基準に適合していると県に届出で、運動器の機能向上を目的に利用者の心身の状態の維持又は向上に資する個別的に実施されるリハビリテーションを行った場合（1日につき）		225円	450円	675円
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合（1日につき）		150円	300円	450円
栄養スクリーニング加算	利用開始及び利用中6ヶ月ごとに利用者の栄養状態を確認し、栄養状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供した場合（1月につき）		5円	10円	15円
口腔機能向上加算	口腔機能が低下している又はそのおそれがある利用者に対し、口腔清掃の指導や実施を行った場合（1月につき）		150円	300円	450円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合していると県に届け出た場合（1月につき）	要支援1	72円	144円	216円
		要支援2	144円	288円	432円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		要支援1	48円	96円	144円
		要支援2	96円	192円	288円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		要支援1	24円	48円	72円
		要支援2	48円	96円	144円

選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合していると県に届け出て、運動器機能向上リハビリテーション、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを行った場合（１月につき）	４８０円	９６０円	１，４４０円
選択的サービス 複数実施加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に適合していると県に届け出て、運動器機能向上リハビリテーション、栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを行った場合（１月につき）	７００円	１，４００円	２，１００円
事業所評価加算	厚生労働大臣が定める基準に適合していると毛に届け出た場合（１月につき）	１２０円	２４０円	３６０円

当施設は「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」の要件を満たしています。

介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※区分支給 限度額の算定対象から除かれます。	１月の利用料金の４．７％ （基本労金＋各種加算減算）
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※区分支給 限度額の算定対象から除かれます。	１月の利用料金の２．０％ （基本労金＋各種加算減算）

【減算】以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
リハビリテーション実施計画書で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から６月以内の期間に限り、同一の利用者に対して、指定通所リハビリテーションを行った場合（１日につき）		所定単位数の８５％
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合（１日につき）。事業者と同一建物に居住する利用者・事業者と同一建物から事業所に通う利用者	要支援１：３，７６０円 要支援２：７，５２０円

(3) その他の費用

日常生活費	ハブラシ１０円（１本） バスタオル４０円（１枚） ＢＯＸティッシュ５０円（１箱）	身の回り品の費用
教養娯楽費	７２円（１日につき）	レクリエーションや行事の費用 ①レクリエーション（色画用紙、折り紙、サインペン、マジック、色鉛筆、おやつ作り材料、園芸レク材料）など。 ②行事費用（お誕生日会、季節行事）などの費用。 ③写真データ（プリントアウトの場合は別途費用をいただきます）
食費 ※注３	昼食費（おやつ代含む）６３０円	
理容サービス費	ヘアカット＋顔そり２，５００円、ヘアカットのみ２，０００円、顔そりのみ５００円	

（注３）衛生管理の面から食事の持ち込みは固くお断わりさせていただきます。（ただし特別な理由などがある場合はご相談ください）